

新居浜工業高等専門学校退学者の再入学に関する規則

平成8年3月27日規則第5号

最終改正 平成29年3月3日

(趣旨)

第1条 この規則は、学則第24条第2項に基づき新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）を退学した者の再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本校退学者で、勉学の意志が強固で再入学を希望する者とする。ただし、次の各号に掲げる者は除くものとする。

(1) 再入学を希望する年度の前年度に退学した者

(2) 学則第36条による退学者

(出願手続)

第3条 再入学を出願する者は、検定料を添え、再入学年度の開始日1か月前までに、校長に再入学願書を提出しなければならない。

(再入学許可)

第4条 校長は、前条の出願手続きをした者について、再入学試験等により選考を行い、選考の結果合格し、所定の期日までに入学料を納付した者に対し、再入学を許可する。

2 再入学を許可する学科及び学年は、次のとおりとする。

(1) 学科は、退学時に在籍していた学科とする。

(2) 学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は1年上位の学年とし、再入学試験の結果及び退学時の修得単位を勘案して決定する。

3 再入学を許可した学生の在学年限は、再入学前の在学期間を通算し、学則第2条の2に定める期間とする。ただし、同条第3項に定める同一学年の在学年数は、再入学を許可した年を1年目とする。

(誓約書の提出)

第5条 再入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を提出しなければならない。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、学年の始めとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年3月20日から適用する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年10月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月3日 一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。